

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

平成2年4月1日付けの人事異動により、昭和63年4月から継続して勤務していたA社から、同社のグループ会社であるB社に異動した。

しかし、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が平成2年3月31日と記録されており、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する辞令簿の写し及び同社の回答、並びにB社の回答から、申立人は、A社において継続して勤務（平成2年4月1日に、A社から同社のグループ企業であるB社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の平成2年2月の標準報酬月額の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って最終勤務日である平成2年3月31日として届け出たことを認めている上、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主は同日（平成2年3月31日）を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月19日から36年8月15日まで  
② 昭和36年8月25日から41年9月7日まで  
③ 昭和42年2月10日から45年3月13日まで  
④ 昭和46年9月1日から同年11月16日まで

国（厚生労働省）の記録によると、申立期間については脱退手当金を受給した記録となっているが、受給した記憶がない。

申立期間当時は、厚生年金保険に関する知識が乏しく、脱退手当金という制度があることさえも知らなかったため、脱退手当金の請求を行っていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、申立期間④に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から約2年5か月後の昭和49年4月16日と記録されている上、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の健康保険番号の前後50人の被保険者の中には、脱退手当金の支給記録を有する者がいないことから、事業主が脱退手当金の代理請求を行ったとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前のB社に係る被保険者期間及び、脱退手当金の支給決定日より前の期間であり、申立期間④より後のC社に係る被保険者期間の2つの厚生年金保険被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が6回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、当該各未請求期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、C社における厚生年金保険の被保険者期間については、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できることから、脱退手当金支給の計算の基礎となる期間とされていないのは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 島根厚生年金 事案514

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における両申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は48万4,000円、20年3月19日は12万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成20年3月19日

両申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る両申立期間の賞与台帳から、申立人は、両申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は48万4,000円、20年3月19日は12万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の両申立期間に係る標準賞与額を届け出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する両申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る両申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 島根厚生年金 事案515

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における両申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は60万8,000円、20年3月19日は15万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成20年3月19日

両申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る両申立期間の賞与台帳から、申立人は、両申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、両申立期間の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は60万8,000円、20年3月19日は15万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の両申立期間に係る標準賞与額を届け出ていることが認められていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する両申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る両申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 島根厚生年金 事案516

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における全ての申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は50万4,000円、20年3月19日は12万7,000円、同年7月3日は26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成20年3月19日  
③ 平成20年7月3日

全ての申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る全ての申立期間の賞与台帳から、申立人は、全ての申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は50万4,000円、20年3月19日は12万7,000円、同年7月3日は26万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額を届け出でなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する全ての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る全ての申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 島根厚生年金 事案517

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における全ての申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は50万9,000円、20年3月19日は12万8,000円、同年7月3日は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成20年3月19日  
③ 平成20年7月3日

全ての申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る全ての申立期間の賞与台帳から、申立人は、全ての申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は50万9,000円、20年3月19日は12万8,000円、同年7月3日は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額を届け出でなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する全ての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る全ての申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 島根厚生年金 事案518

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、53万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る申立期間の賞与台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、53万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額を届け出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における全ての申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は49万6,000円、20年3月19日は12万9,000円、同年7月3日は25万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成20年3月19日  
③ 平成20年7月3日

全ての申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る全ての申立期間の賞与台帳から、申立人は、全ての申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は49万6,000円、20年3月19日は12万9,000円、同年7月3日は25万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額を届け出でなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する全ての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る全ての申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における全ての申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は49万7,000円、20年3月19日は12万6,000円、同年7月3日は26万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成20年3月19日  
③ 平成20年7月3日

全ての申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る全ての申立期間の賞与台帳から、申立人は、全ての申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は49万7,000円、20年3月19日は12万6,000円、同年7月3日は26万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額を届け出でなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する全ての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る全ての申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 島根厚生年金 事案521

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における全ての申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は30万5,000円、20年3月19日は7万7,000円、同年7月3日は17万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成20年3月19日  
③ 平成20年7月3日

全ての申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る全ての申立期間の賞与台帳から、申立人は、全ての申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は30万5,000円、20年3月19日は7万7,000円、同年7月3日は17万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額を届け出ていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する全ての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る全ての申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 島根厚生年金 事案522

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における全ての申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は33万5,000円、20年3月19日は8万5,000円、同年7月3日は23万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成20年3月19日  
③ 平成20年7月3日

全ての申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る全ての申立期間の賞与台帳から、申立人は、全ての申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は33万5,000円、20年3月19日は8万5,000円、同年7月3日は23万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額を届け出でなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する全ての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る全ての申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における全ての申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は50万9,000円、20年3月19日は14万1,000円、同年7月3日は28万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成20年3月19日  
③ 平成20年7月3日

全ての申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る全ての申立期間の賞与台帳から、申立人は、全ての申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は50万9,000円、20年3月19日は14万1,000円、同年7月3日は28万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額を届け出でなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する全ての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る全ての申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 島根厚生年金 事案524

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月3日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る申立期間の賞与台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、18万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額を届け出ていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 島根厚生年金 事案525

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における全ての申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は30万5,000円、20年3月19日は7万7,000円、同年7月3日は24万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成20年3月19日  
③ 平成20年7月3日

全ての申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る全ての申立期間の賞与台帳から、申立人は、全ての申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は30万5,000円、20年3月19日は7万7,000円、同年7月3日は24万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額を届け出でなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する全ての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る全ての申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、14万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る申立期間の賞与台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、14万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額を届け出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月3日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る申立期間の賞与台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額を届け出ていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月5日から44年4月1日  
② 昭和44年8月1日から45年10月1日  
③ 昭和46年2月1日から同年4月1日

国（厚生労働省）の記録によると、申立期間については脱退手当金を受給した記録となっているが、受給した記憶がない。

脱退手当金を受給したとされる頃は、厚生年金保険に関する知識が乏しく、脱退手当金という制度があることさえも知らなかったため、脱退手当金の請求を行っていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から約1年3か月後の昭和47年7月4日と記録されている上、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同社における全被保険者77人のうち、脱退手当金の支給記録があるのは、申立人及び同僚一人の計二人しかいないことが確認できることから、当該同僚は、「私は、A社に勤務する以前にも、脱退手当金を受給していたこともあり、制度を承知していたので、自分で請求手続を行った。」と供述しているほか、申立期間②及び③当時、A社において社会保険関係事務を担当していたとする別の同僚は、「当時、会社が脱退手当金の代理請求を行ったことはない。」と供述していることなどから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前のB社に係る被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における全ての申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は34万5,000円、20年3月19日は8万7,000円、同年7月3日は21万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成20年3月19日  
③ 平成20年7月3日

全ての申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る全ての申立期間の賞与台帳から、申立人は、全ての申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は34万5,000円、20年3月19日は8万7,000円、同年7月3日は21万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額を届け出でなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する全ての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る全ての申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における全ての申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月15日は50万9,000円、20年3月19日は12万8,000円、同年7月3日は24万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成20年3月19日  
③ 平成20年7月3日

全ての申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る全ての申立期間の賞与台帳から、申立人は、全ての申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は50万9,000円、20年3月19日は12万8,000円、同年7月3日は24万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額を届け出でなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する全ての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る全ての申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 島根厚生年金 事案531

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社が所持する申立人に係る申立期間の賞与台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額を届け出ていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 島根厚生年金 事案532

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年11月30日まで  
平成元年5月16日から2年11月29日までの期間において、A社（平成2年8月からB社に、同年10月からC社に名称変更。）に勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主が作成したとして、申立人が所持する「証言書」には、平成2年4月から同年11月までの期間において、同社が申立人を雇用していた旨の記載が確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録から、申立人のA社における離職日は平成2年3月30日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる上、申立人は、申立期間の始期である同年3月31日直後の同年4月10日に、公共職業安定所において求職の申込みを行い、同年7月17日から同年10月14日までの期間において、雇用保険の求職者給付（基本手当）を受給していることが確認できる。

また、前述の元事業主は、「申立人と一緒に勤務したことはあるが、申立人の勤務期間については、20年以上も前のことである上、申立期間当時の給与台帳、タイムカード等の関係書類は廃棄済のため、正確には分からない。」旨を回答している上、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人から聴取しても、申立人の申立期間における勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。